

賠償請求権の消滅効について特別措置法の制定を求めることに関する陳情書外七件(新潟市中央区学校町通一)の味岡申察外七名(第一九号)

本日の会議に付した案件
政府参考人出席推挙法案(藤浩君外十三名提出)
いじめ防止対策推進法案(藤浩君外十三名提出)
いじめ防止対策推進法案(藤浩君外十三名提出)

いじめ防止対策推進法案
○藤委員 たいだ議題となりましていじめ防止対策推進法案につきまして、提出者代表としてその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いじめ防止対策推進法案
○藤委員 たいだ議題となりましていじめ防止対策推進法案につきまして、提出者代表としてその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

進しようとするものであり、その主な内容は次の通りであります。
第一に、いじめを定義するとともに、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者の責務、財政上の措置等を定めることとしております。

第二に、国、地方公共団体及び学校の各主体におけるいじめの防止等のための対策の基本方針の策定について定めるとともに、地方公共団体は、関係機関との連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ対策連絡協議会を置くことができることとしております。

第三に、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見のための措置、関係機関等との連携及び保護の向上、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進、啓発活動等について定めることとしております。

第四に、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及びいじめに対する措置、学校の設置者による措置、教員等による懲戒、出席停止制度の適切な運用、学校相互間の連携協力体制の整備等について定めることとしております。

の内容の概要であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○松野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○松野委員長 御異議なく御賛同を申し上げます。

○松野委員長 御異議なく御賛同を申し上げます。
○松野委員長 御異議なく御賛同を申し上げます。

○松野委員長 御異議なく御賛同を申し上げます。
○松野委員長 御異議なく御賛同を申し上げます。

くの学校では、毎回、職員会議のあるに、いじめの問題を議題として情報共有を進めようというところがなくありません。そうした中でこの法案をつくってしまうのは、半ば義務づけ的に読めるわけでございまして、一部は、一部の先生を取り出して、そしてそこを福祉だとかの専門家を連れて、また新しい組織をつくるということも小規模な学校でございます。

これは、小規模な学校でございます。
これは、小規模な学校でございます。

これは、小規模な学校でございます。
これは、小規模な学校でございます。

これは、小規模な学校でございます。
これは、小規模な学校でございます。

(第一類 第六号)

第八十三回国会 文部科学委員会 議録第七号

平成二十五年六月十九日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

- 委員長 松野 博一君
理事 木原 睦子君
理事 永岡 雄子君
理事 山本とも子君
理事 鈴木 望子君
理事 青山 周平君
理事 岩田 和親君
理事 大岡 敏孝君
理事 大見 正君
理事 菅野さとし君
理事 工藤 彰二君
理事 小林 茂樹君
理事 高橋ひなこ君
理事 比嘉泰雄君
理事 高川 典子君
理事 義家 弘介君
理事 和子君
理事 木本 明男君
理事 松本 保君
理事 中野 洋昌君
理事 井出 庸生君
理事 青木 愛君

- 委員の興動
菅野さとし君 高橋ひなこ君
菅野さとし君 大野敏太郎君
菅野さとし君 大見 正君
菅野さとし君 菅野さとし君
菅野さとし君 大岡 敏孝君
菅野さとし君 大岡 敏孝君
菅野さとし君 大岡 敏孝君
菅野さとし君 大岡 敏孝君
菅野さとし君 大岡 敏孝君
菅野さとし君 大岡 敏孝君

- 同(三)本雄一郎君紹介(第六五九号)
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(宮本岳志君紹介)(第六三三号)
教育費負担の公私間格差をなくし、行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(大岡敏孝君紹介)(第六六〇号)
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(大岡敏孝君紹介)(第六七〇号)
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることに関する請願(野間徳君紹介)(第七五四号)
学費負担軽減と私学助成の大幅増額を求めることに関する請願(笠原君紹介)(第七六一号)
学費負担軽減と私学助成の大幅増額を求めることに関する請願(赤松君紹介)(第七八二号)
同(笠原君紹介)(第七八四号)
同(笠原君紹介)(第七八五号)
同(笠原君紹介)(第七八七号)
同(笠原君紹介)(第七八八号)
同(笠原君紹介)(第七八九号)
同(笠原君紹介)(第七九〇号)
同(笠原君紹介)(第七九四号)
同(笠原君紹介)(第七九七号)
同(笠原君紹介)(第八〇〇号)
同(笠原君紹介)(第八〇四号)
同(笠原君紹介)(第八〇七号)
同(笠原君紹介)(第八一〇号)
同(笠原君紹介)(第八一四号)
同(笠原君紹介)(第八一七号)
同(笠原君紹介)(第八二〇号)
同(笠原君紹介)(第八二四号)
同(笠原君紹介)(第八二七号)
同(笠原君紹介)(第八三〇号)
同(笠原君紹介)(第八三三号)
同(笠原君紹介)(第八三六号)
同(笠原君紹介)(第八三九号)
同(笠原君紹介)(第八四二号)
同(笠原君紹介)(第八四五号)
同(笠原君紹介)(第八四八号)
同(笠原君紹介)(第八五一号)
同(笠原君紹介)(第八五四号)
同(笠原君紹介)(第八五七号)
同(笠原君紹介)(第八六〇号)
同(笠原君紹介)(第八六三号)
同(笠原君紹介)(第八六六号)
同(笠原君紹介)(第八六九号)
同(笠原君紹介)(第八七二号)
同(笠原君紹介)(第八七五号)
同(笠原君紹介)(第八七八号)
同(笠原君紹介)(第八八一号)
同(笠原君紹介)(第八八四号)
同(笠原君紹介)(第八八七号)
同(笠原君紹介)(第八九〇号)
同(笠原君紹介)(第八九三号)
同(笠原君紹介)(第八九六号)
同(笠原君紹介)(八九九号)
同(笠原君紹介)(九〇二号)
同(笠原君紹介)(九〇五号)
同(笠原君紹介)(九〇八号)
同(笠原君紹介)(九一一号)
同(笠原君紹介)(九一四号)
同(笠原君紹介)(九一七号)
同(笠原君紹介)(九二〇号)
同(笠原君紹介)(九二三号)
同(笠原君紹介)(九二六号)
同(笠原君紹介)(九二九号)
同(笠原君紹介)(九三二号)
同(笠原君紹介)(九三五号)
同(笠原君紹介)(九三八号)
同(笠原君紹介)(九四一号)
同(笠原君紹介)(九四四号)
同(笠原君紹介)(九四七号)
同(笠原君紹介)(九五〇号)
同(笠原君紹介)(九五三号)
同(笠原君紹介)(九五六号)
同(笠原君紹介)(九五九号)
同(笠原君紹介)(九六二号)
同(笠原君紹介)(九六五号)
同(笠原君紹介)(九六八号)
同(笠原君紹介)(九七一〇号)
同(笠原君紹介)(九七三〇号)
同(笠原君紹介)(九七五〇号)
同(笠原君紹介)(九七七〇号)
同(笠原君紹介)(九七九〇号)
同(笠原君紹介)(九八一〇号)
同(笠原君紹介)(九八三〇号)
同(笠原君紹介)(九八五〇号)
同(笠原君紹介)(九八七〇号)
同(笠原君紹介)(九八九〇号)
同(笠原君紹介)(九九一〇号)
同(笠原君紹介)(九九三〇号)
同(笠原君紹介)(九九五〇号)
同(笠原君紹介)(九九七〇号)
同(笠原君紹介)(九九九〇号)

- 同(三)本雄一郎君紹介(第六五九号)
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(宮本岳志君紹介)(第六三三号)
教育費負担の公私間格差をなくし、行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(大岡敏孝君紹介)(第六六〇号)
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(大岡敏孝君紹介)(第六七〇号)
教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることに関する請願(野間徳君紹介)(第七五四号)
学費負担軽減と私学助成の大幅増額を求めることに関する請願(笠原君紹介)(第七六一号)
学費負担軽減と私学助成の大幅増額を求めることに関する請願(赤松君紹介)(第七八二号)
同(笠原君紹介)(第七八四号)
同(笠原君紹介)(第七八五号)
同(笠原君紹介)(第七八七号)
同(笠原君紹介)(第七八八号)
同(笠原君紹介)(第七八九号)
同(笠原君紹介)(第七九〇号)
同(笠原君紹介)(第七九四号)
同(笠原君紹介)(第七九七号)
同(笠原君紹介)(第八〇〇号)
同(笠原君紹介)(第八〇四号)
同(笠原君紹介)(第八〇七号)
同(笠原君紹介)(第八一〇号)
同(笠原君紹介)(第八一四号)
同(笠原君紹介)(第八一七号)
同(笠原君紹介)(第八二〇号)
同(笠原君紹介)(第八二四号)
同(笠原君紹介)(第八二七号)
同(笠原君紹介)(第八三〇号)
同(笠原君紹介)(第八三三号)
同(笠原君紹介)(第八三六号)
同(笠原君紹介)(第八三九号)
同(笠原君紹介)(第八四二号)
同(笠原君紹介)(第八四五号)
同(笠原君紹介)(第八四八号)
同(笠原君紹介)(第八五一号)
同(笠原君紹介)(第八五四号)
同(笠原君紹介)(第八五七号)
同(笠原君紹介)(第八六〇号)
同(笠原君紹介)(第八六三号)
同(笠原君紹介)(第八六六号)
同(笠原君紹介)(第八六九号)
同(笠原君紹介)(第八七二号)
同(笠原君紹介)(第八七五号)
同(笠原君紹介)(第八七八号)
同(笠原君紹介)(第八八一号)
同(笠原君紹介)(第八八四号)
同(笠原君紹介)(第八八七号)
同(笠原君紹介)(第八九〇号)
同(笠原君紹介)(第八九三号)
同(笠原君紹介)(第八九六号)
同(笠原君紹介)(八九九号)
同(笠原君紹介)(九〇二号)
同(笠原君紹介)(九〇五号)
同(笠原君紹介)(九〇八号)
同(笠原君紹介)(九一一号)
同(笠原君紹介)(九一四号)
同(笠原君紹介)(九一七号)
同(笠原君紹介)(九二〇号)
同(笠原君紹介)(九二三号)
同(笠原君紹介)(九二六号)
同(笠原君紹介)(九二九号)
同(笠原君紹介)(九三二号)
同(笠原君紹介)(九三五号)
同(笠原君紹介)(九三八号)
同(笠原君紹介)(九四一号)
同(笠原君紹介)(九四四号)
同(笠原君紹介)(九四七号)
同(笠原君紹介)(九五〇号)
同(笠原君紹介)(九五三号)
同(笠原君紹介)(九五六号)
同(笠原君紹介)(九五九号)
同(笠原君紹介)(九六二号)
同(笠原君紹介)(九六五号)
同(笠原君紹介)(九六八号)
同(笠原君紹介)(九七一〇号)
同(笠原君紹介)(九七三〇号)
同(笠原君紹介)(九七五〇号)
同(笠原君紹介)(九七七〇号)
同(笠原君紹介)(九七九〇号)
同(笠原君紹介)(九八一〇号)
同(笠原君紹介)(九八三〇号)
同(笠原君紹介)(九八五〇号)
同(笠原君紹介)(九八七〇号)
同(笠原君紹介)(九八九〇号)
同(笠原君紹介)(九九一〇号)
同(笠原君紹介)(九九三〇号)
同(笠原君紹介)(九九五〇号)
同(笠原君紹介)(九九七〇号)
同(笠原君紹介)(九九九〇号)

ている。その中で並行して調査を進め、後のフォローアップしていくということになりまして、当然のことながら、学校のマンパワーでは不足するわけですが、三十三条は事務の適正な処理に対して援助するという規定しかなく、数か月にも及ぶ調査、あるいはその後フォローアップも含めるとは事務だけに限らない場合が考えられるわけですが、さらに、できる規定ではやはり弱いところがあるのですが、これも提案者としての思いの部分、真意の部分を書いていただきました。

○土屋三三議員 一般的な教委や教委の人的あるいは財政的な環境についてはほかの項に書かれていたわけでありまして、法案第二十八條第二項においては、重要事件が発生した場合に、学校の設置者または学校の下に組織を設けて調査を行うことを義務づけているわけでありまして、その際、学校が調査を行う場合においては、本法案第二十八條の三項より、学校の設置者が必要な指導及び支援を行うこととしているわけでありまして、支援の中心に、お母さんがあつたような人的な支援も当然含まれる、このように考えているわけでありまして、

また、当然のことながら、市町村は、政令市と中核市などを入れて約百しかありませんから、それ以下の、残り千七百の市町村の中には、相当事務能力というものが弱体化を市町村もありません。こういうところにつきましては、都道府県との関係において、本法案の第三十三條において、とりわけきつと連絡をとりながら揃って合つていくようにという趣旨の規定がされているところでありまして、

○お野野委員長 次は、中野委員長。中野委員長、公明党、兵庫県、尼崎市選出の中野洋昌でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、いじめ防止対策推進法案、実務を協議の方にもずっと参加させていただいております。ですので、我が党が主に主張したところで法案の中身に盛り込まれていない内容、こういう点を中心に質問をさせていただきたいと思っております。まず一つ目、いじめの定義、第二条でございます。

いじめの定義についてはさまざまな御意見がございました。例えば、より厳密な定義を置くべきだ、こういう意見もあつたかと承知しております。例えば、客観的に認められるものに限るべきだとか、あるいは、今回は心理的、物理的な行為という定義をございまして、これを致した方がいじめじゃないかといういろいろな議論がございました。我が党としては、いじめはあくまでもいじめられた児童生徒の立場で立つて判断をしていくべきだとか、あるいは、強さで定義を置くべきだとか、あるいは、今回は心理的、物理的な行為という定義をございまして、これを致した方がいじめじゃないかといういろいろな議論がございました。

○浮野議員 中野委員にお答え申し上げます。中野委員におかれましては、実務者協議に本当になさるご出陣をいたした、ありがとうございます。本法案の第二条第一項におきましては、いじめの定義を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）その他いじめと認めることにより、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということを定義とさせていただきます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）その他いじめと認めることにより、当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということを定義とさせていただきます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

また、今お尋ねになりました攻撃という言葉も初めはございまして、攻撃とさせていただきます。無罪からいって、そういう範囲の広いものが就き込みかどうかというところも議論になりました。そんな議論の中で、「心理的又は物理的な影響を与える行為」とさせていただきます。御答へを申し上げます。

際、客観性、これは本人の状況や周りの様子で判断されるけれども、この観点を持ちながら判断が一致したものを認定しております。

また、いじめは親でも起こり得ることでございます。そういう観点から、早期発見をして早期対応をしっかりと行うことができるように、しっかりと対応をしたいと思います。

○中野委員 ありがとうございます。本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

本法案におきまして、保護者の責務等についてお尋ねをさせていただきます。

いるところでございませぬ。
このように、だんだん区分をするということではななくて、その段階として、加害児童等への必要な指導、また、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置を講じていることとしており、厳罰化という場合は当たらないと思っております。
○中野委員 以下質問を終わらせていただきます。
今後いじめ防止対策法案、さまざまな御意見がある中で、何か一本化はさせたい、このように委員会で、かつて、今回会中に問題になった委員会の事業がありまして。例えば、休闘、そしてパワハラコメントを含む暴力、いじめの問題は同じですが、違いますか。
○空野委員 今、小川委員の方から御指摘がございましたように、いじめというものが、法で定めておられない、私も思っております。しかしながら、やはり、大津の事件を初めとして、けれども、いじめが原因で子供が命を落す、このことだけは避けたいかなかならない、そういう、あんなに苦しんでいかなきゃならない、そういう、加害も、この委員の皆様も同じような思いを普遍に立っておられるというふうな思いです。
それです、今、いじめと体罰あるいは暴力は同じなか、違うのか。私どもは、これは暴力というところでの法案については整理をさせていただいておりました。
本法案については、第一案第一項において、いじめを「児童等が対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等しい児童等と一定の関わりがある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を生ずる行為」として、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものと定義し、本法案の施行は、わが子の間の行為に限定することとしております。もちろん、大人の中でのいじめはあつても構いませんけれども、少なくとも本法案の中では、子供の間の行為に限定することとしております。
御座るあつた暴力については、それが一定の人間関係にある子供の間の行為であれば、おっしゃる通り、暴力を受けた児童等は心身の苦痛を感じると考えらるることから、いじめの定義に含まれるものと考えらるることといたします。
一方、体罰については、学校教育法第十一条において、校長及び教員は、教育上必要があるとき認められて、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

に、罰則に立つに当たつて自ら自覚し、わが子に罰則を出して、生徒の御意見を聞かされて、それら提出者とそれから大臣の御意見を聞かされて、いじめの問題の本質をどうのよう

か。要するに、いじめがあったから悪い先生、能力の低い先生ということではなくて、いじめは古今東西どこにも起り得る、露見したいじめにいかにもきちんと対応し、子供の将来を育て教育に当たるかというところを適正に行う先生がよい先生という。評価のあり方に対する問題提起をしたところでございます。

それとも、いじめにつきましても、その問題が顕在化することによる学校の評価に対する影響を気にする余地、学校がいじめの事実を隠蔽したり、いじめの実態をいじめに対する措置が適切に行われなかったといったこともかなりの程度あったのではないかと、その前提として考えているわけでございます。提案者としては、いじめはこの学校でも起り得るものであるとの認識のもと、その早期発見や、起った後の再発防止のための取り組み等について適正な評価が行われるようにすることにより、隠蔽体質を改善する意味を込めて、第三十四条の規定を置くこととしたものでございます。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○下村国務大臣 いじめ問題に対する学校評価、教員評価の実施としては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず適切に実態把握や迅速な対応が促される評価を行う必要があるというふうに認識をしております。

これは文部科学省としては、いじめの問題に関する学校評価等の留意点を示した通知を発送したと同時に、教育委員会や教員を対象とした会議や研修会等においてその趣旨を徹底してきたところでございます。現状があるというふうに思っています。今後は、本法案が制定されて、三十四条、学校評価に関する規定が盛り込まれるということによって、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等について適正に評価が行われるよう改めて、教育委員会等に対し、会議や研修会を通じてその周知徹底を図ってまいります。

○伊東(徳委員) 大臣、ありがとうございます。それ、よろしくお願いたします。いじめを見逃さないという観点から、普通のことなのか、いわゆる暴力、つまり犯罪との境界線、実際、曖昧なところもございまして、金品を請求される、その他の境界線、曖昧なところもございまして、実際に、そこに至るまでの過程とか、口頭で言ったこと、もしくは、場合によっては、被害者がまたさらさら仲のいい仲間がじゃれ合っているように見える場合もあるのではないかと、そこが、一見大したこともない事柄が深刻な問題につながる可能性があること、維新の会のプロジェクトチームでは、ゼロトラランスという考え方を採用いたしました。

○松野(徳委員) 次に、伊東(徳委員)の伊東(徳委員) 大阪(三)区選出、日本維新の会の伊東(徳委員) 本日、よろしくお願いたします。

○松野(徳委員) 次に、伊東(徳委員)の伊東(徳委員) 大阪(三)区選出、日本維新の会の伊東(徳委員) 本日、よろしくお願いたします。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○下村国務大臣 いじめ問題に対する学校評価、教員評価の実施としては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず適切に実態把握や迅速な対応が促される評価を行う必要があるというふうに認識をしております。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○下村国務大臣 いじめ問題に対する学校評価、教員評価の実施としては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず適切に実態把握や迅速な対応が促される評価を行う必要があるというふうに認識をしております。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○下村国務大臣 いじめ問題に対する学校評価、教員評価の実施としては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず適切に実態把握や迅速な対応が促される評価を行う必要があるというふうに認識をしております。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

○下村国務大臣 いじめ問題に対する学校評価、教員評価の実施としては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず適切に実態把握や迅速な対応が促される評価を行う必要があるというふうに認識をしております。

○伊東(徳委員) 鈴木先生、どうもありがとうございます。いじめが起るといふことは、再発防止もしくはそういう対応策を考えるに当たって、この三十四条というは非常に大事な事案だと思います。現場ではどのような指導を行ってらうのか、もしくは、政府の方針として、学校の先生がいじめに対して重視するためにどのような方針でいられるのか、文部科学省、政府の方針を大臣にお伺いいたします。

全と生きる権利を明記し、国民的、社会的な議論と一体で取り組むことが必要だということだ。したがって、立法作業においても、各党間の協議だけでなく、教員関係者や被害者などを巻き込んだ議論が不可欠である。ところが、先述のように、自民、公明両党や民主党の間で合意し、昨日、六党共同の法案が提出された。本日、わずかな議論で採決し、残り会期一週間の中で成立させようというのであります。教育現場や関係者の意見を聞くこともなく、余りにも拙速であり、法案の内容には看過できない重大な問題があります。

第一に、法案は、いじめの防止対策として、法律で子供にいじめの禁止を義務づけ、厳罰で取り締まる仕組みを中心としています。いじめは、子供の成長発達上で誰にも生じ得るものであり、教育の営みの中で解決することが基本で、法律で禁止すべき性格のものではありません。いじめを行ってはいけません。いじめを禁止し、いじめを行ってはいけません。いじめを禁止し、いじめを行ってはいけません。いじめを禁止し、いじめを行ってはいけません。

第二に、法案は、学校におけるいじめの防止の第一に、道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育を推進するとしています。市民連合の教育者自身は必要ですが、それは、教員、子供、保護者等が自主的、自発的に進めてこそ実を結ぶものであり、法令で押しつけるやり方はか

う作業であります。この背景には、これらの手帳を講じる必要があったにもかかわらず適切に講じられてこなかったのではないかと、いじめやいじめ防止の重要性を認識したり出席停止をするのが目的ではないわけであり、いじめを防止する、しかも決定的な重大ないじめ、生命にかかわるたり人格が深く傷つようないじめを防止する措置の中には、このような学校教育法が予定しているものについても学校の責任並びに教員等の皆さんはしっかりと対応していただきたいというメッセージを出しているわけであり、

したがって、学校教育法以上の規定をしているわけではなく、現行の制度をまっとう使ってきたというメッセージを出しているわけであり、このように御理解をいただきたいと存じます。したがって、厳罰化ではないかと御指摘は当たらない、このように御理解をよろしくお願いいたします。

○吉川(三)委員 この点については、協議会の場でも議論をさせていただき、既にある規定についてはいじりません、それを出して、改め、ここで規定し直すということ、そこから発せられるメッセージというのはやはり厳罰化というところになるのではないかと御指摘をさせていただきます。次に、大臣にお聞きをします。

この法案、附則の二条で、いじめによつて長期の病欠や不登校になつてしまつた子供たちに対し、学校以外の方法で教育を可能とする、制度について検討が行つておられます。小中学校での不登校の子供は約二十万人いらっしゃいます。高校では約五万人ですが、同じ程度で中途退学者も出ておられます。不登校と中途退学は必ずしも同じというわけではございませんが、いずれにしても、長期でつづいて学校に行かない子供たちが、これだけ多くいるわけですから、それら子供たちに学校以外の

えつて進歩になりかねません。さらに、保護者の責務として、規範意識を養うための指導を行うことを努力義務としていますが、家庭教育の内容まで法律で義務づけることは、自主的な営みである子育て、家庭教育を否定しかねません。また、いじめ被害に遭つた子供、遺族などが真相を知る権利が明確にされていないことも問題です。

最後に、私も日本共産党は、いじめ対策について子供を守り抜き、教育と社会のあり方を見直す改革に着手すべきだと考えます。引き続き子供のことを学校、地域、社会の各分野で話し合い、いじめのない学校と社会をつくるために取り組むことを表明し、討論を終ります。

○吉川(三)委員 社会民主党、市民連合の吉川元議事となり、いじめ防止対策推進法案に反対の立場から討論を行います。本法案の提出に際し、各党要務者によつて真摯な協議が行われてきたことは、深刻ないじめ事態がやむをえない中、立法府としての責任を果たす上で、大きな役割を果たしたものと考えます。とりわけ、いじめの現場と密着した学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止のための組織を設置することで合意できたことも大きな成果です。

しかしながら、保護者に、規範意識を養う指導などを努力義務に掲げたことは、家庭教育に法律が介入するところになりかねません。引き続き、学校におけるいじめ防止策として道徳教育を強固に強化していく点について、いじめ問題と関係なく、特定の価値観を子供に押しつけることにならぬよう、慎重な対応を求めます。

さらに、既に学校教育法規定がありながら、いじめを行った児童に対する懲罰や出席停止措置を盛り込んだ点についても、厳罰化が、子供と学校、子供と先生の信頼関係を損ねるのではないかと御指摘をいただいております。私には行政の側の責務ではないかと思っております。大臣にお聞きをさせていただきます。

○下村国務大臣 フリースクールが既存の学校に行かない子供に対して大きなサポートをしていることに対して、私は感謝を申し上げたいと思っております。教育相談や体験活動、学習指導などの活動を通して、学校生活になじめない子供たちに対して、貴重な学習の機会を提供していただいております。このため、フリースクールがそもそも学校になつたらいという御指摘の中、弾力化施策をしております。一つは、最低基準、学校設置基準の制定です。それから、資源活用を弾力化、さらに教育課程の弾力化、このようなことを行うことによつて、学校設置に係る基準等を緩和、要件を弾力化して、多様な学校の設置を可能とするよう対応してきているところがございます。例えば東京エリアのようなNPOが学校法人を設立した例もありません。私も視察に行つたことがございます。また、フリースクールに通う不登校児童生徒に対しては、一定の要件を満たす場合において校長が指導要領上出席扱いすることができるようになると、所定の措置を講じたところがございます。

次に、平成二十三年度より不登校生徒に関する追跡調査を実施してきており、平成二十五年年度においては、調査結果を取りまとめ、分析を行った上で、法案の附則二条第二項に言う課題も含め、不登校の児童生徒に対する、より効果のある支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。いずれにしても、フリースクールの学校がより希望するところは学校化、なされるようなフットボール、アスレチック、弾力化を今後とも検討してまいりたいと思っております。吉川(三)委員 協議会の場でも、これは協議会に参加した全てのメンバーの総意というふう

いかとの指摘がされています。いじめの防止は、子供たちに寄り添い、子供たちの人権、学ぶ権利を守る立場から、社会全体が努力すべき事業であり、家庭教育、道徳教育、厳罰化を強調することによつて解決できるものとは思いません。残念ながら、本法案がそのような危惧を払拭させるには至らないと考え、反対せざるを得ませんでした。最後になりましたが、政府、自治体、学校でいじめ問題の基本方針を策定する際には、有識者、いじめ問題の当事者、学校関係者の意見を十分反映させることと同時に、現在でも長期病欠者やふえ続け、多文化をきわめている学校教員の定数改善を促すことを政府に求め、私の討論とさせていただきます。

○松野委員長 これにて討論は終局いたしました。松野委員長 起立多数。よつて、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○松野委員長 起立多数。よつて、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○松野委員長 ただいま議決いたしました本法案に対し、中根一幸君外五名から、自由民主党、民進党、無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び生活の党の六派共同提案による附帯決議を出すべしとの動議が提出されております。提出者すべしとの説明を求めます。中根一幸君、

○中根(一)委員 私は、提出者を代表いたしました。本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議案(議案)

もしも思っております。文言についてはいろいろと議論はありますが、いじり、大臣も積極的にこの検討を加えていただければというふうにも考えます。そして次に、少し戻しまして、九条の家庭教育に於いては、保護者の責務や家庭教育に於いての記述がございます。九条一項で、規範意識を養うための指導を保護者の努力義務としております。第四項において、家庭教育の自主性の尊重に留意を加えるものではないかとしております。これは、いじめ防止対策推進法案に於いては、家庭教育に法律が介入することについては違和感を覚えるを得ません。政府が批准している子どもの権利条約の前文では、家族について以下のような記述があります。「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべてで構成される児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要と保護及び援助を与えられることを確保し、必要と保護を得るべきである。」

この観点からすると、家庭教育に規範意識を養う努力義務を課するのではなく、いじめをなくす社会全体の努力に保護者であるいは家庭も協力し、責任を果たす内容でいいのではないかと考えております。○松野委員長、提出者はどのようにお考えでしょうか。○松野委員長、吉川(三)委員が、提出者はどのようにお考えでしょうか。○松野委員長、提出者はどのようにお考えでしょうか。○松野委員長、提出者はどのようにお考えでしょうか。

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対策となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

二 教員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

三 本法に基づき取られるいじめの防止対策のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事案への対応に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合においては、重大事態が発生した旨を、当該学校の所轄する都道府県知事(以下「条」において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要であると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

平成二十五年七月二日印刷

平成二十五年七月三日発行

業成院事務局

印刷者 国立印刷局

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等に係るいじめの事実の有無を確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときは、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無を確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による通報を受けたときは、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要であると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所においてその学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者(いじめを行った児童等の保護者との間で争い起きているもの)の意向、いじめの事実に係る関係その他の保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯行行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察と連携してこれに対処するものとし、当該学校に

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要な措置を講ずることができよう、私立学校法第六十二条に規定する権限の適切を行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第三十二条第一項の規定による規定を受けた地方公共団体(以下「規定」地方公共団体の長)に報告しなければならない。

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に上野通子君を指名いたします。

○委員長(丸山和也君) 次に、政府参事人の出席要求に関する件についてお話しさせていただきます。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を議論いたします。

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を御説明いたします。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を御説明いたします。

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に上野通子君を指名いたします。

○委員長(丸山和也君) 次に、政府参事人の出席要求に関する件についてお話しさせていただきます。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を議論いたします。

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を御説明いたします。

○委員長(丸山和也君) いじめ防止対策推進法案を御説明いたします。

内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣意説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○小西洋之君 民主党・新緑会の小西洋之でございます。本日、本文教育委員会が修繕の機会を与えていただきました。誠にありがとうございます。

本いじめ防止対策推進法案でございますけれども、二月の十日に民主党内で決断を完了し、その四月十一日に生活の党、社会民主党とともに国会提出した三法案を、ここにいらっしゃる理事、理事、那谷屋正義君、議員共々の皆さんに御披露をいただきながら立案に動きました。

私どもも立案委員とともに与野党の実務者協議に参加させていただきました。計八回の協議があったわけでございますけれども、今国会での成立を目指して私も頑張らせていただきました。

海外出張によりまして一時間、六十分の議論を除いて八回の全ての協議に出席させていただきました。議長に次いで出席させていただきました。また、協議に際しましては、何とぞが成案を目指したいということで、両案の分析ペーパーや相互の各各案の立案の実務の責任を担わさせていただきました。

この二法案の立案の実務の責任を担わさせていただきました。

また、野党の実務者協議の全容と詳細をおさる立場から、本法案の目的、かつ四問を施行の確保に資する観点から、提案者及び下村大臣に質疑をさせていただいたところでございます。

なお、昨日、多数の通告をさせていただきました。誠に恐縮ですが、昨日の衆議院の文教委員会での質疑、私もネットワークで全て聴取させていただきました。そうした論点と重複を避けることから、結果として通告内容の一部については愛

第六部

参議院文教科学委員会会議録第八号

平成二十五年六月二十日(木曜)日 午後一時四十分開会			
委員の異動			
五月二十八日	石井 浩郎君	補欠選任 武見 敏三君	
五月二十九日	熊谷 大君	上野 通子君	石井みどり君
五月三十日	竹谷しづ子君	山本 博司君	
五月三十一日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月一日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月二日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月三日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月四日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月五日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月六日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月七日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月八日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月九日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十一日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十二日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十三日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十四日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十五日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十六日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十七日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十八日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月十九日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	
六月二十日	梅村 聡君	補欠選任 尾辻かみ子君	

今御答弁いただいたことを、協議の中で私が提出させていただいた趣意を少し御紹介させていただきますけれども、つまり予防と早期発見と解決の三つに体系的に対応するための委員会組織であるわけでございます。

まず、予防でございますけれども、こうした複数の教員あるいは外部の専門家等が参加した委員会の委員も、予防と早期発見と解決の三つに体系的に対応するための委員会組織が、先ほど御紹介申し上げました第十三条に規定する学校いじめ防止基本方針、これは全ての学校でこうしたいじめ防止基本方針に基づいたプログラムを作ると。そのプログラムとともに、こういう委員会組織が動いていくことは、予防と早期発見と解決の三つに体系的に対応するための委員会組織の予防の大きな役割を果たすであろう。

あるいは、こういうように複数の大人たちが真剣に取り組んでいる。いじめに対して真剣に取り組んでいるその姿、また、それがちゃんと実効的に機能している取組を見せることによつて、子供たちから見ても安心、信頼の相対の窓口、もちろん安心、信頼の相対の窓口というのは別にこの委員会組織に限ったものではございませんけれども、そうしたこともそれはなるであろう。

また、そうして、不幸にいじめが起きてしまったときの解決に当たりましては、今まであったように、一人の教員、それは現をなさいと、いじめ対応能力があるような教員の方がそのいじめを扱って対応して、あるいは場合によつては、最悪の場合は警察等をして、そうしたことをお願いしたい。いじめの問題については、学校の中でチームとして、いじめの問題については、学校の中でチームとして、校長の下ではありますけれども、対応をお願い。かつ、チームで対応することによつて、同時に必然的にいじめを防ぐことができ、かつそのチームというものは、いじめというものは福祉や心理等の取組も含めた複合問題でございますので、学校の教員を中心に、しかし、複合問題たるいじめから子供たちを救うための適切な

解決の対応を可能とする。そうした予防、早期発見、解決の三つを可能とするような仕組みでございます。

これは、協議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、アメリカにおいていじめ対策の法律の中で、標準的な法律の中で採用されているような仕組み、あるいはイギリス等々の中にもそうした取組があるというふうな何一つもございません。ですから、そうした取組を我が国でも設けるというところは、誠に意欲深いというふうに理解しているところでございまして、

この一つ一つと個別の論点を伺わせていただきました。昨日の衆議院の審議の中で、学校にスクールカウンセラー、今文科省が中では、その充実に向けて取り組んでおられますけれども、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。これは、協議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、昨日の衆議院の審議の中で、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。これは、協議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、昨日の衆議院の審議の中で、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

員との必要な情報の共有を適切に行うことについて点に留意が必要があるかどうかというふうに考えております。

スクールカウンセラーと本法第二十二條の組織の関係については、本法第二十二條に規定する中、標準的な法律の中で採用されているような仕組み、あるいはイギリス等々の中にもそうした取組があるというふうな何一つもございません。ですから、そうした取組を我が国でも設けるというところは、誠に意欲深いというふうに理解しているところでございまして、

この一つ一つと個別の論点を伺わせていただきました。昨日の衆議院の審議の中で、学校にスクールカウンセラー、今文科省が中では、その充実に向けて取り組んでおられますけれども、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。これは、協議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、昨日の衆議院の審議の中で、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

○小西洋之君 ありがとうございます。今御説明いただいた点に加えて、同じく、やはり協議で出てきた点に、地域における教育委員会の御説明について、改めて申し上げさせていただきます。これは、協議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、昨日の衆議院の審議の中で、スクールカウンセラーの方にいじめ対策の専門的な知識を有する者として学校にお願いしたい。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

だったと思いつく、地域でいじめの防止の方針、プログラムを作るなどでの活動の中におきます。そうしたプログラムなどでの活動の中におきます。そうしたプログラムなどでの活動の中におきます。そうしたプログラムなどでの活動の中におきます。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

お母さん、スクールカウンセラーが本来の機能を発揮せず、生徒指導の下請化を進めているという指摘については、スクールカウンセラーが学校の教職員と連携して本来の機能を発揮していくこと、例えば、相談する児童生徒の立場に立つて、学校全体として相談しやすい場所を確保しやすさ等の配慮を行うこと、児童生徒や保護者のプライバシーに配慮しつつも、適切な連携の観点から、スクールカウンセラーと学校の教職

また、提案者の御意見を伺いました。○衆議院議員(菅野史郎) いじめを始めとした問題行動等に適切に対応するためには、子供が相談しやすい体制をつくることが、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たるのが重要であるというふうな認識をしております。

においては先ほどの学校の中の委員会組織などが...
○衆議院議員(笠浩史君) お尋ねのあった、隠蔽を防止し、かつ適宜な処置が確保されるように...
○衆議院議員(笠浩史君) お尋ねのあった、隠蔽を防止し、かつ適宜な処置が確保されるように...
○衆議院議員(笠浩史君) お尋ねのあった、隠蔽を防止し、かつ適宜な処置が確保されるように...

しも我が子がいじめに遭った、それをもうどうにか...
○衆議院議員(笠浩史君) 提案者として、いじめが起きた...
○衆議院議員(笠浩史君) 提案者として、いじめが起きた...
○衆議院議員(笠浩史君) 提案者として、いじめが起きた...

も、しかしそれは、説明責任というものはその二...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...

大児童等の個々の状況を踏まえた上で対処すること...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...

これ、裏返し方をすれば、そうした被害者...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...

た、そうしたことから、これも昨日の衆議院...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...

すけれども、その点について提案者の答弁をお願...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...
○衆議院議員(笠浩史君) 今、小西委員おっしゃ...

なことも十分配慮しながら、専門の第三者が...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...
○衆議院議員(笠浩史君) 今委員が御指摘のよう...

委員会組織あるいは地域の教育委員会の附属機関が...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等と密接...

判断がなされることはもちろんなんですけれど...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...

すけれども、その点について提案者の答弁をお願...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...

なことも十分配慮しながら、専門の第三者が...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...
○衆議院議員(笠浩史君) いじめの問題は児童等...

おり、本法案成立後も同様の考えに基づきいじめ問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○小西洋之君 大臣、ありがとうございます。

続きまして、この法律の下で、大臣の下で作ったことになりました。いじめ防止の基本方針を定めていただくこと、これは必ずやなすべきことではございませんか。この複合問題のいじめ、しかも各地域でいろいろな専門家の協力を得ながらやっていく取組も、このいじめ防止の基本的な方針を作るに当たって、是非文科省の中で検討する必要があるのではないかと思っております。また、この法律の下で、いじめ防止の基本的な方針を定めていただくこと、これは必ずやなすべきことではございませんか。この複合問題のいじめ、しかも各地域でいろいろな専門家の協力を得ながらやっていく取組も、このいじめ防止の基本的な方針を作るに当たって、是非文科省の中で検討する必要があるのではないかと思っております。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

たこと、心からお悔やみを申し上げたいというふうな思いがあります。また、そうした被害を受けた方々を支援する、本気で頑張る思いでございませぬ。今日、二度とこうした事件、子供たちの命を失うことがないよう、その第一歩となることを心がけて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、改めて、あわせて、今、国会の最終段階でございます。この委員会の運びに当たっては、様々な政治的動きがある中で、非常に与野党、野党の理事の先生方、御苦労があったかと思っております。また、委員長におかれましては、こういう形で衆議院本会議の成立直後に委員会を持ち、この法案の審議に当たって時間を確保していただいたことに感謝を申し上げます。

報告、御紹介をさせていただきます。辰沼小学校の自主的な取組として、生徒たちがいじめをなくしていかねばならないという啓発活動を熱心に行っている姿を見させていただいて、こうしたいじめの問題、やはり子供たちが自ら取り組んでいくことが非常に重要であるというふうに認識しております。また、この法律の下で、いじめ防止の基本的な方針を定めていただくこと、これは必ずやなすべきことではございませんか。この複合問題のいじめ、しかも各地域でいろいろな専門家の協力を得ながらやっていく取組も、このいじめ防止の基本的な方針を作るに当たって、是非文科省の中で検討する必要があるのではないかと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

この二日にこの参議院の文教科学委員会におきまして、いじめ防止の基本的な方針を定めることについて、足立区の辰沼小学校における児童生徒の自主的な取組について先生方にも御報告をさせていただきます。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 本法案が成立しましたら、文科省としても、ガイドラインを含めて、これから地方自治体に対して働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。この法案に沿った制度設計、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○委員長(丸山和也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

○山田博喜君 公明党の石川博喜でございます。

本日、橋本聖子氏が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹氏が選任されました。

が不足しているのではないかと、いふように思つてしまつて、今後どう対応するかというところについてお尋ねしたいと思つた。

○委員長(丸山和也) 谷岡委員、いじめ防止対策本部との関連性をもう少し分かるように説明していただけないか、質問を。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 谷岡委員、いじめ防止対策本部との関連性をもう少し分かるように説明していただけないか、質問を。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 谷岡委員、いじめ防止対策本部との関連性をもう少し分かるように説明していただけないか、質問を。

○委員長(丸山和也) 時間ですので簡潔に。運動会や行事など、予定どおり運動会を開催する。と。したものと聞いておりました。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

見送られるのは当然であります。本法案が求める計画を策定し、調査を行う。そして報告をする。ということも、やはり学校現場に任せられるということがその大部分であろうと思つた。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

本法の対象となるいじめに該当するかが判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている」という要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

に、様々なこうした連携関係が構築されるというところで、行き過ぎた抑制を一定の効果を得られるよう期待をいたしております。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

に必要以上の負担が掛かるとは、本来の目的であり、子供の状態を見るという時間が少なくなつてしまつては、いけない。したがって、さきほのした対策は、必要に応じて、既述の組織、つまり校長の責任と管理上の責任を持つて、その下に使うことと教員の体制をどうするか、これを先ほどの答弁にもありましたが、新たな組織となるような協議会というものを組織はつたら、組織という、こういう常時組織と組織とたわいであります。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

追われて、このいじめ防止策が希薄になる、こういう事実上に、いじめ防止の肝にたつて、定期の調査を、これは必要か、最小限のものとお考えであります。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

これから更に、いじめ防止策が希薄になる、こういう事実上に、いじめ防止の肝にたつて、定期の調査を、これは必要か、最小限のものとお考えであります。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(丸山和也) 丸山和也 他に御意見もありません。御意見のある方は発言を明らかにしてお述べ願います。

と当該町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との連携を確保するために、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うよう努める必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 いじめの防止

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間交流の能力の養育を行うこと、いじめの防止に資するため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならないとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止するための重要性に関する理解を深め、いじめの防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二節 いじめの早期発見のための措置

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校におけるいじめを早期に発見するたため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

が、できる体制、次項において「組織体制」というものを整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受け、児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が侵害されるよう配慮するものとする。

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受け、児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者間の連携の下に適切に行われるよう、関係者相互間の連携の下に適切な対応を行うよう、関係者及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備に努めるものとする。

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受け、児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の養成及び研修の充実を通じた教職員の質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための取組、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止に資する活動を行う者等の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他の他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第十九条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止するに必要とする調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対応することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律平成十二年法律第三十七号第四十条第一項に規定する発信者情報というの開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方自治事務所の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための必要な事項やいじめの防止等のための対策の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止するに必要とする調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

との連携、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広域その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の教職員の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等の保護者が在籍する学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童等が当該いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがやめさせ、及びその再発を防止するために当該学校の教職員の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行つた児童等についていじめを受けた児童等が使用する教務室の場所において学習を行わせる等いじめを受け、児童

いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則(第一節 目的、第二条)

第二章 いじめ防止基本方針等(第十一節 第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条)

第三章 重大事態への対処(第二十八節、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条)

第四章 附則(第三十四節、第三十五条)

第一章 総則

第一条 目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける機会を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを踏まえ、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止等)の早期発見及びいじめへの対処(いじめの早期発見及びいじめへの対処)を行うこと、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針の策定(いじめの防止等の対策に関する基本的な方針の策定)について定めること、いじめの防止等のための対策に関する事項を定めることにより、いじめの防止等の対策を総合的に効果的に推進することを目的とする。

第二章 いじめの防止等

第二条 基本理念

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行った心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「学校」とは、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童等又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、親権を行わないときは、未成年後見人(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめを防止し、いじめの防止等を行うための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識し、及びこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三(三)の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念(三)のつとめ、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念(三)のつとめ、学校の設置者として、いじめの防止等のための必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念(三)のつとめ、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するものとする。

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとして、その保護する児童等がいじめを行つたことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針

第一節 いじめ防止基本方針

第十一条 国及び地方公共団体は、いじめ防止基本方針を策定し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要な事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を策定し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要な事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する関係者及び団体の連携を図るため、条例の定めることにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方自治事務、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第十五条 前項のいじめ問題対策連絡協議会を置く場合は、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該協議会の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会

おいて同じが設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなればならない。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときは、附屬機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の補填について調査を行うこととする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができない権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校に於て適用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは、学校設置非営利法人の代表権を有する理事と、第二十二條第一項とあるのは「第二十二條第一項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において適用する前項」、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二條第十項」とあるのは「第十三条第三項において適用する同法第十二

二条第十項と、前項中「第二項」とあるのは「次項において適用する同項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び接見)

第三十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要を指導、助言又は接見を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四條 学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにならなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五條 高等専門学校(学校教育法第一條に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の事情に依り、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(発行者期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超した日から施行する。

(後附)

第二條 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があるとき認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

六月二十日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は六月十九日)

一、いじめ防止対策推進法(案)

二、いじめ防止対策推進法(案)

ついて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を感ずることをなすために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に付する支援の在り方について検討を行うものとする。

おいて同じが設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときは、附屬機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の補填について調査を行うこととする。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときは、附屬機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の補填について調査を行うこととする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができない権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校に於て適用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは、学校設置非営利法人の代表権を有する理事と、第二十二條第一項とあるのは「第二十二條第一項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において適用する前項」、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二條第十項」とあるのは「第十三条第三項において適用する同法第十二

る国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附屬して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附屬して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

(公立の学校に係る対処)

第三十一條 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)第三條に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において「都道府県知事」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二條 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二條第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条に

等その他の児童等が安心して教育を受けられるよう、いじめ防止のための措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等その他の保護者(いじめを行った児童等の保護者との間で争いが起さるることのないよう、いじめの事実に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯行行為として取り扱われべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるとおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事実について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長等の役割に関する措置)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要であると認めるときは、学校教育法第三十一條の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制の適切な運用等)

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対し、学校教育法第三十五條第一項(同法第四十九條において適用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるよう、いじめのために必要な措置を講ずるものとする。

第一項において同じが設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二條第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときは、附屬機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八條第一項の規定による調査の補填について調査を行うこととする。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

(私立の学校に係る対処)

第三十一條 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)第三條に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において「都道府県知事」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二條 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二條第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条に

第一項において同じが設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二條第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要であると認めるときは、附屬機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八條第一項の規定による調査の補填について調査を行うこととする。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

(私立の学校に係る対処)

第三十一條 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)第三條に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において「都道府県知事」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二條 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二條第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条に

る国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附屬して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附屬して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

(公立の学校に係る対処)

第三十一條 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)第三條に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において「都道府県知事」という。)に報告しなればならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができ、同法第十四條第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずることができる。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二條 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二條第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条に